同　菊井　一夫
高松家庭裁判所判事に補する
兼ねて高松地方裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事に補する
同　末弘　陽一
松山地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山簡易裁判所判事に補する
同　田中　一隆
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所西条支部勤務を命ずる
松山地方裁判所西条支部長を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所西条支部勤務を命ずる
松山家庭裁判所西条支部長を命ずる
西条簡易裁判所判事に補する
西条簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
高等裁判所長官　秋吉淳一郎
仙台高等裁判所長官に補する
津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事　大熊　一之
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事　始関　正光
津地方裁判所判事に補する
津地方裁判所長を命ずる
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津家庭裁判所判事を命ずる
津簡易裁判所判事に補する
津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　吉村　典晃
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　檢井　英夫
千葉地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
千葉簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　國分　晴子
水戸地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部勤務を命ずる
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部長を命ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部勤務を命ずる
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部長を命ずる
龍ヶ崎簡易裁判所判事に補する
龍ヶ崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
最高裁判所事務総局秘書課専門官　岩倉　一秀
最高裁判所判事林景一付秘書官を命ずる（以上四月十日）
判事兼簡易裁判所判事　植田　智彦
大阪高等裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事　内山　修
武蔵野簡易裁判所判事に補する
枚方簡易裁判所判事　辻本　利雄
枚方簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪簡易裁判所判事　森本　幸治
枚方簡易裁判所判事に補する（以上四月十二日）
奈良地方裁判所判事兼奈良家庭裁判所判事　稲葉　重子
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事山口簡易裁判所判事　小西　義博
奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所判事を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所判事を命ずる
奈良簡易裁判所判事に補する
福岡高等裁判所判事　金村　敏彦
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所判事を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所判事を命ずる
簡易裁判所判事　金村　敏彦
山口簡易裁判所判事に補する
山口簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
那覇地方裁判所判事那覇簡易裁判所判事　阿部　正幸
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所判事　矢尾　渉
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　矢尾　渉
那覇簡易裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事さいたま簡易裁判所判事　遠藤　真澄
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事東京簡易裁判所判事　本田　晃
さいたま家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上四月十九日）
東京簡易裁判所判事　市川　智祥
向日町簡易裁判所判事に補する（四月二十一日）
東京簡易裁判所判事　笠谷　重典
土浦簡易裁判所判事に補する（四月二十二日）
宮古簡易裁判所判事　青山　一
福島簡易裁判所判事に補する
福島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
仙台簡易裁判所判事　阿部　政志
宮古簡易裁判所判事に補する（以上四月二十四日）
判事補兼簡易裁判所判事　高嶋　諒
福岡地方裁判所判事補に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事　中本　敏嗣
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸家庭裁判所判事
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所長を命ずる
神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所長を命ずる　本多　俊雄
広島高等裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所長を命ずる　大泉　一夫
同　播磨　俊和
広島高等裁判所岡山支部長を命ずる
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　松本　清隆
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
岡山簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　長井　秀典
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　小倉　哲浩
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事　野口　卓志
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上五月一日）

○定年退官
簡易裁判所判事石川信之は四月一日限り定年退官
高等裁判所長官河合健司は四月五日限り定年退官
簡易裁判所判事柏森正雄は四月五日限り定年退官
簡易裁判所判事木村愛一郎及び同安原清蔵は四月十一日限り定年退官
判事森宏司は四月十八日限り定年退官
簡易裁判所判事久保邦男は四月二十日限り定年退官
簡易裁判所判事大塚善弘は四月二十一日限り定年退官
簡易裁判所判事諏訪重雄は四月二十四日限り定年退官

○任期終了退官
判事兼簡易裁判所判事常盤紀之、同佐藤建、同新阜真由美及び同植野聡は四月九日限り任期終了